

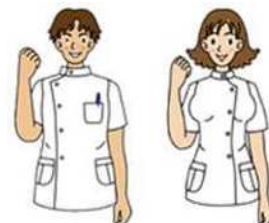


# 歯科医師会に入ろう！

“こんなメリットがあります”

## 1. 入会時の負担を軽減

県歯入会金は  
30,000円



平成23年4月より、県歯入会金を300,000円から30,000円に減額しました。  
皆さんに歯科医師会に入会してもらいたいからです。

## 2. 医療苦情・トラブルに対応します



「訴えられたらどうしよう...」  
「金銭を要求されたらどうしよう...」  
「脅されたらどうしよう...」

こんなとき、一人で対応できますか？

- ◆会員の医療トラブル・労使間トラブルをサポートします。
- ◆嘱託弁護士・契約社会保険労務士もいます。
- ◆他機関との連携体制が整っています。  
(熊本県警・公的病院・保険会社等)

ミスは誰でも起こり得ます  
相手に伝わらないこともあります  
悪質な患者、クレーマーもいます

## 3. 社会保険請求の情報に強い

歯科医師会以外からも、保険請求やカルテ記載については情報が入ってくると思います。

でも《**歯科医師会は情報が正確で迅速**》

- ◆社会保険請求研修会などを開催し、随時情報を提供します。
- ◆レセプト請求などの質問は速やかにお答えいたします。
- ◆レセプト請求、カルテ記載等について希望者には個別に相談も行っています。
- ◆施設基準の届出なども指導いたします。

そして《**個別指導があるときは**》

- ◆事前にカルテチェック等をおこない、指導の現場に立ち会います。



## 4. 歯科医師国民健康保険料が安い

### ケース1

先生(42歳)奥様(38歳)お子様 2人の年間保険料は？

(熊本市在住、社保・国保の年間収入3,000万円、年間所得額600万円以上という条件で)

◆市町村国民健康保険料……930,867円

◆歯科医師国民健康保険料…848,400円



年間 82,467円 お得となります！！



### ケース2

歯科衛生士の年間保険料は？

(熊本市在住、25歳、独身、年間所得額250万円の場合)

◆市町村国民健康保険料……269,927円

◆歯科医師国民健康保険料…156,000円



年間 140,927円 お得となります！！



### 熊本県歯科医師国民健康保険組合保険料

令和5年4月現在

	医療分	後期高齢者支援金分	介護保険料
甲種組合員 (会員)	均等割 月額 16,000円 *前年医業収入が ・500万以上1,500万未満…月額 13,500円 ・500万未満…月額 12,000円 *同一診療所に2名以上いる場合 2人目から…月額 11,500円	全ての被保険者 月額 4,500円	第2号被保険者 (40歳以上65歳未満) 月額 4,700円
	所得割 前年診療報酬に8/1,000を賦課 (最高限度額:年50万円)		
乙種組合員 (従業員)	(勤務医)均等割 月額 11,500円		
	(その他)均等割 月額 8,500円		
家族	均等割 月額 4,000円		

## 保健事業も充実しています！

PET検査

1年度内費用額の半額(上限4万円)補助

脳ドック

1年度内費用額の半額(上限2万円)補助

葬祭費

歯科医師国民健康保険では5~15万円  
(熊本市国民健康保険では2万円)

傷病手当金

入院1日につき2,000円(年間90日限度)

その他

健康診断、ワクチン補助など



## 5. 日歯福祉共済制度がとても心強い

入って良かった日歯福祉共済保険料 月々8,500円

- ◆万が一先生が亡くなったら…  
又は重度障害者になったら…

80歳以上	200万円
60歳～80歳未満なら	500万円
45歳～60歳未満なら	800万円
45歳未満	1,000万円



月々8500円で600万円貯めるには59年

- ◆診療所または住宅が  
火事になったり、壊れたら…



800万円

将来的には金額変更の可能性もあります

## 6. 県歯共済も心強い

入って良かった県歯共済 月々5,000円

- ◆万が一、先生が亡くなったら…

100万円

- ◆加入20年、30年時に生前給付金  
〔入院された場合は相殺〕

最高 50万円

- ◆入院時 1日 5,000円(入院日より年120日(720日限度))
- ◆重度障害のとき 100万円
- ◆火事の時 全焼30万円 半焼15万円



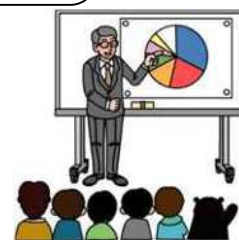
会員の急病時には速やかに代診派遣ができるように  
対応します！

★熊大歯科口腔外科と提携しています。



## 7. 県歯が開催している 講演会・研修会をご紹介します。

県歯では、学術・社会保険・医療安全対策・救急救命・医療苦情に関する講演・研修会を企画し、歯科医師としての知識技術の向上・経営力の強化、スタッフの育成に取り組んでいます。 **すべて無料！**



### 主な講演会

1. 社会保険説明会(保険点数・請求に関すること)	6. 医科歯科医療連携研修会
2. 学術講演会(会員の生涯研修の一環)	7. 全国共通がん患者医科歯科連携講習会
3. 医療管理講演会(スタッフの育成・接遇)	8. 医療トラブル講演会(実例を紹介し対処法を伝授)
4. 医業経営セミナー(医療機関の経営必須アイテム)	9. 介護者歯科実技研修会
5. 各種届出事項・個別指導時における事務的留意点に関する研修会 (歯科外来診療環境体制加算、在宅療養支援歯科診療所)	10. 認知症及び訪問歯科診療研修会 (高齢化社会に対応した内容)

### 「安心・安全歯科医療推進制度」運営により県民にアピールしています！

◆会員それぞれが研修会に参加してレベルアップを図り、各歯科医院の医療安全管理の整備を行うことで、患者さんに安心・安全な歯科医療を提供することを目的とした歯科医師会独自の制度です。

◆一定基準をクリアすると「基準達成証」が交付され、院内掲示していただくと、患者さんにも「信頼性」をアピールできます。

◆ホームページ、新聞紙上などでも告知し、支払基金や国保連合会、医師会など関係団体にもポスターを配布しています。



## 8. 団体保険・交付文書の取り扱い ( (有)ケイデー.エム.ユー・収益事業 )

◆生命保険、損害保険の団体割引(最高30%)、火災保険・自動車保険等事務局による事務手続き

◆歯科医師グループ保険(給付がなければ年間保険料の約50%が返還されます)

◆ファイナンシャル・プランナーによるカウンセリングの紹介

◆診療業務に必要なレセプト・カルテ・経理検査諸書類(交付文書)の販売等

## ◆ 入会資格 ◆

### 【正会員】

日本で歯科医師の免許を受けた者で、かつ、熊本県内に就業所又は住居を有する歯科医師

#### ・第1種会員

診療所、病院、医育機関(以下、「診療所等」という)の開設者、管理者又は歯科責任者である歯科医師。ただし、当該診療所等にすでに第1種会員である歯科医師が存する場合には、診療所等の開設者等であっても、第2種会員とする。

#### ・第2種会員

第1種会員が開設者等を務める診療所等に勤務する第1種会員の親族である歯科医師、又は、第1種会員が開設者等を務める診療所等に勤務し、第2種会員たることを希望する歯科医師。

ただし、第1種会員が終身会員となった場合、第1種会員が開設者等を務める診療所等に勤務する第2種会員は、診療所等の開設者等でなかったとしても第1種会員となる

#### ・終身会員

30年以上本会の正会員として在籍し、かつ70歳以上の会員

### 【準会員】

#### ・第3種会員

熊本県内に所在する病院、医育機関又は行政機関に勤務する歯科医師、若しくは第1種会員の開設する診療所に勤務する歯科医師

#### ・第4種会員

- ① 歯科併設の病院
- ② 会員が理事を務める医療法人の開設する歯科医療機関
- ③ 非歯科医師又は県外在住歯科医師が開設する歯科医療機関

## ◆ 入会手順 ◆

① 郡市歯科医師会に入会

(入会書類は所属郡市歯科医師会にご請求下さい。)



② 熊本県歯科医師会に入会



③ 日本歯科医師会に入会

②・③の入会については熊本県歯科医師会事務局に書類をご請求下さい。  
書類に必要事項をご記入いただき、県歯事務局まで郵送又はご持参ください。

## ◆ 会費等 ◆

- 【入会金】** 熊本県歯科医師会 3万円（第3種会員を除く）  
 日本歯科医師会 1万円  
 郡市歯科医師会（各郡市によって金額が異なります）

### 【諸会費及び負担金】

科 目		年賦課額賦課率	賦課方法	徴 収 方 法		
県	均等割会費	（第1種）	100,000円	10回	4月～1月 毎月（10,000円）	
		（終身） *（80才以上の終身会員は免除）	10,000	10	4月～1月 毎月（1,000円）	
		（第2種）	50,000	10	4月～1月 毎月（5,000円）	
		（第4種）	50,000	1	4月	
		（第3種）	12,000	1	4月（入会年は随時） ※入会月が入会年の半年に満たない場合は半額を徴収	
	収入割会費（第1種・終身） *（80才以上の終身会員及び診療所閉院者は免除）		2.5 1,000	12	毎月（社保・国保診療報酬） （保険総収入上限は400万円までとする。） ※診療所閉院月まで徴収	
	歯	共済互助	初 回 金	50,000	1	入会時
			負 担 金 *（80才以上の終身会員は免除）	第1種・第2種 （加入30年未満） 60,000	12	毎月（5,000円）
				第1種・第2種・終身 （加入30年以上） 36,000	12	毎月（3,000円）
		会館負担金（新入会員） *第3種・第4種を除く		150,000	分割	入会時を含めて2,500円の60回均等払い
労働保険事務組合手数料		800	1	4月（加入従業員1名につき）		
日 歯 会	会 費	第1種会員	38,000	2	4月・10月	
		第2種会員 （会誌等が不要な場合）	19,000 （17,000）	2	4月・10月	
		日歯第3種会員	12,500	1	4月	
	共 済 保 険 料		102,000	12	毎月（8,500円）	
日本学校歯科医会費		10,000	1	6月（加入者のみ）		
九地連会費*（日歯終身会員は免除）		3,600	1	6月		

## ◆ 問い合わせ先 ◆

熊本県歯科医師会 事務局

〒860-0863 熊本市中央区坪井 2-4-15 TEL 096-343-8020 FAX 096-343-0623